

国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会 について

1. 検討会の趣旨

東日本大震災の発生後、日本におけるエネルギー政策を再構築するため、政府内で幅広く議論が進められている。

再生可能エネルギーについては、平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において定められた目標を達成するため、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの大規模な導入を図ることを目的として、規制・制度の改革と事業の推進が図られてきた。

地熱発電はライフサイクルでの二酸化炭素排出量が少なく、純国産の自然エネルギーであり、設備利用率も高くベースロード電源として位置づけられている。一方で、火山活動のある地域に資源が偏在しているため、国立・国定公園の区域と重なる場合が多く、景観の保護や適切な利用の確保、生物多様性の保全の観点から、従来は国立・国定公園の特別地域内での開発が制限されてきた。

そのため、地熱発電に係る自然公園法の許可の柔軟化に向けた議論がなされ、規制・制度改革に係る対処方針についての閣議決定（平成 22 年 6 月 18 日）においては、過去の通知の見直し等を措置することとされた。

環境省ではこれを受けて、平成 23 年 6 月より「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」を開催し、有識者等の助言を得ながら、地熱発電事業に伴う自然環境への影響や国立・国定公園の風致景観上の支障について課題を整理し、平成 24 年 3 月に「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」（自然環境局長通知。以下、「平成 24 年通知」という。）を発出し、特別地域内における優良事例形成の検証を進め、真に自然環境と調和した取組は認めることとした。

平成 24 年通知の発出以降、各地で国立・国定公園内における新たな地熱発電事業について調査・検討が進められていることから、自然環境と共生した地熱開発のより一層の促進を図るため、引き続き自然環境との調和を図る上での課題等を整理し、優良事例形成の円滑化に資することを目的として、検討会を開催するものである。

2. 検討会の設置要綱

国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会 設置要綱

(目的)

第1条 国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例の形成を円滑に進めるため、自然環境や景観への影響低減や合意形成に資する取組の考え方を整理するための助言を得ることを目的として、有識者による「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」（以下、「検討会」とする。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 平成24年通知で示した「優良事例の形成」の考え方に関する事項
- (2) その他目的達成のための必要な事項

(構成)

第3条 検討会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員 環境省から依頼された有識者
- (2) オブザーバー 環境省から依頼された行政機関

(運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、事務局の提案により委員の承認を受けて選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、あらかじめ事務局長の了解を得て指名する委員にその職務を代行させることができる。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課が務める。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することができる。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。